

県公社の たより

2016年秋号
【第19号】

発行 神奈川県住宅供給公社



ブライアン&プティの

国地探訪



2



1

フロール川崎下平間へ
行ってきました。

川崎市幸区

今回訪問したのは、川崎市幸区にあるフロール川崎下平間。近くには、同じく当公社のフロール川崎古市場、ルリエ新川崎があり、これらはJR南武線・鹿島田駅から1～10分程度の徒歩圏内にあります。

中高層建ての1～6番館からなるフロール川崎下平間は、総戸数523戸。広々とした中庭があることが特徴で、1番館・2番館の1階には各種店舗が設けられ、生活の利便性を高めています。どんな店舗があるのかは、中面をご覧ください。



3



4

- 1 フロール川崎下平間の中庭側の景観。
- 2 上階からの眺め。夏にはこの中庭でお祭りも行われます。
- 3 国道に面した高層棟の1階には店舗が連なり、広々とした歩道が印象的。
- 4 活気のある国道からの景観。

インターネットからは「神奈川公社」で検索！

<http://www.kanagawa-jk.or.jp>

神奈川公社

検索

公社
Facebook

火災保険加入のお勧め



当公社では、賃貸住宅の火災等の被害に備え、火災保険に加入していますが、これはあくまでも建物等、公社所有部分に対する補償となります。入居者の皆さまの家財の被害や賠償責任については対象となりませんので、ご自身の家財を補償する「火災保険」を主契約とし、「借家人賠償責任保険」、「個人賠償責任保険」を特約とする、火災保険への加入をお勧めします。

主契約

大切な家財の損害の補償

火災保険

火災等により、ご自身の家財が被る損害を補償します。

例) 火災(自身が起こした火災による損害の他、延焼、消火活動のための放水による損害を含む。)、落雷、破裂・爆発、風災、漏水、盗難事故等による、自身の家財への損害。

特約

貸主への賠償費用の補償

借家人賠償責任保険

自身が起こした事故により、借りている住戸に損害を与えた場合、貸主(公社)に対する法律上の賠償費用を補償します。

例) 自身が起こした、火災、爆発、漏水事故等による、借家への損害。

特約

日常生活での賠償費用の補償

個人賠償責任保険

日常生活において、第三者に怪我を負わせたり、第三者のものを壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。

例) 階下への漏水(洗濯機排水の粗相等)による家財賠償等、居室に関わる事故の他、外出先で第三者に与えた賠償事故(自転車事故・お店の商品の破損)等、日常生活において起こりうる、あらゆる対人・対物リスクについて補償されます。

《ご注意》

※ 火災保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害は、補償の対象となりません。

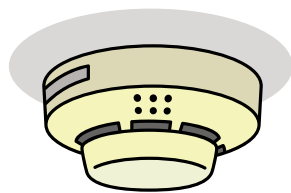
したがって、地震等による損害については、火災保険と併せて地震保険に加入する必要があります。

※ いずれの保険も、故意、重過失または法令違反によるものは補償の対象外となる場合もあります。

《保険料の目安(2年間)》

例) 家財: 300万円・
借家人賠償: 1,000万円・個人賠償: 1億円

地震保険 (※ 家財 150万円)	
なし	あり
12,000円程度	17,000円程度



火災警報器の 点検も忘れずに

消防法令により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから約10年になります。

火災警報器は古くなると、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるので、テストボタンやひもを引いて定期的に動作確認をしましょう。また、汚れやホコリがたまらないよう、こまめにお手入れしてください。

投稿募集。ご感想もお聞かせください!

「県公社のたより」では、皆様からの写真やお便りの投稿を募集しています。また、本紙の内容・構成に関わるご感想やご意見も、お気軽にお寄せください。

- 写真投稿「わが団地のワンショット」＝癒いや潤いある団地生活を題材にした作品にコメント(写真説明)を添えてお寄せください。応募写真は、①プリントならLサイズ以上、②デジタルデータならJPEG形式で500KB～2MB程度のファイルサイズでお願いします。
- 「お便り」・「お客様の声」＝日常生活に関わる「ちょっといい話」や、当公社へのご意見・ご質問を手紙・メール・FAXにてお寄せください。
- いずれの投稿も団地名、住戸番号、氏名、電話番号を必ずご記入の上、「県公社のたより」担当までお送りください。(掲載に際して匿名をご希望であればその旨お申し出ください。)

県公社のたより

第19号 2016年10月1日発行

次回・第20号は
2017年4月発行予定です

バックナンバー(過去発行号)は
当公社ホームページからご覧いただけます。
<http://www.kanagawa-jk.or.jp/residents/>

【企画・編集】

神奈川県住宅供給公社

「県公社のたより」担当

〒231-8510 横浜市中区日本大通33番地
☎045(651)1864 FAX 045(671)0905
営業時間 平日 8:30～17:30

《E-mail》 tayori@kanagawa-jk.or.jp

広告



東京海上日動

〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4
(横浜中央支店・金融公務課)
TEL:045-224-3519 FAX:045-224-3520

【広告主さま募集中!】

県公社のたより(発行部数14,000部、年2回発行)に広告を掲載しませんか?
ご興味がおありの方は、「県公社のたより」担当(☎045-651-1864)へ
お気軽にお問い合わせください。